

尾鷲市農業委員会 令和3年7月定例会 議事録

1. 開催日時：令和3年7月5日（月）午前10時00分から午前10時50分

2. 開催場所：尾鷲市立中央公民館2階講座室A

3. 出席委員（8名）

会長	6番	高村	敦夫
委員	1番	船津	貫一
	2番	野田	泰史
	3番	黒	次美
	4番	塩津	史子
	5番	庄司	和稔
	7番	野地	長生
	8番	大川	治夫

農地利用最適化推進委員	北村	都志雄
	濱野	薫久

4. 欠席委員

5. 議事日程

1. 農地法第3条の規定による許可について
2. 非農地証明願いについて
3. その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	芝山	有朋	欠席
事務局次長	湯浅	大紀	
事務局書記	大川	健志	

7. 会議の概要

議長 皆さんおはようございます。只今から令和3年7月の尾鷲市農業委員定例会を開催したいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。改選後初めてではございますが今後ともよろしくお願い申し上げます。本日の署名委員は、3番〇〇さん、4番〇〇さんです。お願いします。それでは、議題に入ります。議案第1号からお願いします。農地法第5条の規定による許可についてご審議願います。事務局お願いします。

事務局 それでは農地法第5条の規定による許可について説明させていただきます。番号1番、所在は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇で地目は全て田となっています。面積は合計で〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さんです。譲受人は〇〇の〇〇 〇〇さんです。申請理由としましては、申請人は太陽光発電施設として利用するために転用したいため申請が上がっています。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしくお願い申し上げます。

議長 それでは〇〇委員、紹介の程よろしくお願い申し上げます。

〇〇委員 第1号議案について説明させていただきます。概要につきましては、只今事務局から説明があったとおりです。〇〇の〇〇さん所有の休耕田を〇〇の〇〇 〇〇さんが譲り受け、太陽光発電施設用地として利用しようとするものであります。7ページの公図をご覧ください。赤線で記した部分が申請区域9筆で鉤型の地形となっており、面積は〇〇㎡あります。この申請地の場所は、44ページの地図をご覧ください。赤線で囲んだ場所で青いところが〇〇で下側に〇〇と〇〇が通っています。〇〇まで約200mくらいあります。45ページの現況写真は、上が県道から海の方で写し、下は県道に沿って写しています。46ページの写真は、上下とも海岸線から写しており、47、48ページの写真は鉤型地形の部分を写した写真です。なお、23ページに経済産業省の事業計画認定通知、25ページに定款等、関係書類が添付されております。ご審議願います。

ありがとうございます。只今紹介がありましたこの案件についてご質

議長	問はございませんか。
〇〇委員	いいですか。
議長	はい。〇〇委員どうぞ。
〇〇委員	この申請地は長いこと休耕田だったのですか。
〇〇委員	休耕田ですね。
〇〇委員	あのですね、ここは最近休耕田になったところですね。本人は稲づくりしていたのですよ。そしてここ1、2年休耕田になったということです。
〇〇委員	分かりました。ありがとうございます。
議長	他に何かご質問ございませんか。
〇〇委員	すいません、太陽電池モジュールとは普通の太陽光パネルのことですか。また違ったことを指しているのですか。
〇〇委員	太陽電池モジュールとは一般的な太陽光パネルのことだと思います。
〇〇委員	ありがとうございます。異議なしです。
議長	異議なしの声が上がりました。この案件について採決を取ります。

賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員。この案件を知事に進達いたします。ありがとうございました。続きまして、議案第2号、農地法第3条の規定による許可についてご審議願います。事務局から願います。

事務局

続きまして、農地法第3条の規定による許可について説明させていただきます。番号1番、所在は〇〇で地目は畑です。面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さんです。譲受人は〇〇の〇〇さんです。申請理由としましては、申請人は当該農地を取得し、果樹等を耕作するために申請が上がっております。

紹介委員は〇〇委員さんです。よろしく願います。

議長

それでは〇〇委員、紹介をお願いします。

〇〇委員

それでは説明いたします。まず申請場所なのですが、11ページの1をご覧ください。〇〇の〇〇から真ん中に上がっている川、その右岸沿いに少し上がってもらったところが申請地です。なお、その前の10ページ、11ページが航空写真になっております。続いて6ページをご覧ください。公図なのですが、この赤で囲まれた〇〇、〇〇㎡となっております。それから最後のページに現況写真が付いております。きれいに整備されているのですが、最後のページ見てください。この土地は譲渡人が令和2年に相続したのですが居住が〇〇であり、譲受人に譲渡し、みかん等の作物を耕作し農地としての土地利用を行いたいというものです。なおこの譲受人は営農計画書にも記載されているのですが、〇〇の〇〇に3〇〇㎡所有しております。これで下限面積はクリアします。以上の内容で審査の程よろしく願います。

議長

ありがとうございました。紹介が終わりました。何かご質問ありませんか。

〇〇委員 異議なしで。

議長 異議なしの声が上がりました。他に何かありませんか。無いようですので採決を取ります。この案件に賛成の方は挙手を。

(挙手全員)

はい、挙手全員。これにて許可いたします。続きまして、番号2を説明をお願いします。事務局からお願いします。

事務局 続きまして番号2番、所在は〇〇、〇〇、〇〇で地目は全て田となっています。面積は合計で〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん 〇〇さんです。譲受人は〇〇の〇〇さんです。申請理由としましては、申請人は当該農地を取得し、果樹等を耕作するために申請が上がっております。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしくお願いします。

議長 はい、それでは〇〇委員、よろしくお願いします。

〇〇委員 はい、申請場所ですが27ページの1をご覧ください。これは〇〇の〇〇を西側の方、堤防沿いに100m程上ってもらってこの赤色で囲まれたところが申請地です。それから21ページの公図をご覧ください。この赤で囲まれた〇〇が〇〇㎡、〇〇が〇〇㎡、〇〇が〇〇㎡で以上合計で〇〇㎡となっております。譲渡人は相続したのですが、遠方に住んでおられて農地としての利用がなかなかできない状態でありました。そのような中で、公図で見ますと〇〇、この所有者である譲受人である〇〇さんがこれも譲り受けて農地として利用していただけたということです。28ページをご覧ください。1番上の写真で道路の向こうに畑があるところありますね。そこが〇〇なのですが本人は〇〇に住んでいて仕事に就いているのですが、現在は農地として利用している〇〇は叔父さんが農地としてなすび等の野菜作っています。この

際、放置されている隣接地も購入するということです。この写真では草が少し茂っていますが、〇〇さんの叔父さんが草刈りを行ってくれているので管理されています。以上のような内容で審査の程よろしくをお願いします。

議長 はい、紹介が終わりました。何かご質問はございますか。

〇〇委員 譲受人さんは〇〇に住んでいるということですがどのように耕作なされるのですか。

〇〇委員 譲受人の方もこちらに来られた時に耕作なされますが叔父さんが全面的に耕作の協力をしていただけるとのことなので主な耕作人は叔父さんということになりますね。

〇〇委員 分かりました。異議なしです。

議長 異議なしの声が上がりました。賛成の方は挙手を。

(挙手全員)

はい、挙手全員ということでこれを許可します。ありがとうございました。続いて、番号3番に入ります。事務局説明をお願いします。

事務局 続きまして番号3番、所在は〇〇で地目は田となっております。面積は合計で〇〇㎡です。貸人は〇〇の〇〇さんです。借人は〇〇の〇〇さんです。申請理由としましては、申請人は当該農地を取得し、野菜等を耕作するために申請が上がっております。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしくをお願いします。

議長

はい、〇〇委員、お願いします。

〇〇委員

はい、それでは40ページの1をご覧ください。〇〇のガード下をくぐってもらって、50mくらい行ったところに、曲がり角があるのですがそこに入ってもらって、しばらく行くと〇〇からきている用水路があるのですが、それがずっと続いているところに蓋をして道路として歩けるのですがそこを右に曲がってもらって少し行くと申請地に着きます。ピンとくるか分かりませんが。その前のページに航空写真もあるのでご確認ください。公図なのですが35ページをご確認ください。公図上で赤い印がついてあるところが〇〇、〇〇㎡で地目は田んぼですが現況は畑となっております。現況写真なのですが41ページを見てください。現在も部分部分で耕作されていますが、少し放置されているところもあります。貸人は高齢になって、耕作することがなかなか難しくなったということでこの農地を借人に賃貸し、借人が家族と共に野菜等を耕作するという事です。なお38ページの1には賃貸借契約書が添付されています。以上のような内容で審査の程よろしくお願いします。

議長

はい、紹介が終わりました。皆さん何かご質問はございませんか。何もありませんか。はい、何もご質問がないようですので採決を取ります。この議案に賛成の方は挙手を。

(挙手全員)

はい、挙手全員。これにて許可します。ありがとうございました。続きまして番号4に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局

最後に番号4番、所在は〇〇で地目は田です。面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さんです。譲受人〇〇の〇〇さんです。申請理由としましては、申請人は当該農地を取得し、野菜等を耕作するために申請が上がっております。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしく申し上げます。

議長 はい、〇〇委員、お願いします。

〇〇委員 はい、それでは53ページの1をご覧ください。位置図になります。この赤い印が付いているところが申請地です。この赤い印の少し上が国道に通じるのですが、〇〇と中〇〇の間を入っていくと着きます。52ページ、53ページが航空写真なのですがそれも確認しておいてください。48ページに公図があるので見てください。この赤い印で囲まれた〇〇が〇〇㎡あります。現況写真が1番最後にあります。これも1部野菜を作っているような感じが見受けられます。草刈も行われていて綺麗にされています。ちなみに今回の申請地と先程の審議案件の借り入れ分を合わせて1000㎡となりますので下限面積はクリアします。以上のような内容で審査の程よろしくをお願いします。

議長 はい、紹介が終わりました。何かご質問はございませんか。如何ですか。何かありませんか。何もご質問がないようですので採決を取ります。賛成の方は挙手を。

(挙手全員)

はい、挙手全員。これにて許可します。ありがとうございました。以上で審議案件は終わりました。続いて議案第3号農業経営基盤強化法第18条の利用権設定の案件に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 この案件は農地中間管理事業によるもので、出し手の〇〇さんから受け手の〇〇さんに中間管理機構を通して貸しつけるもので、農業経営基盤強化法第18条により〇〇さんから中間管理機構に利用権を設定するというものでございます。利用権を設定した後は、農地中間管理機構が〇〇さんに貸し付けるという流れになります。中間管理機構に利用権を設定するにあたり、尾鷲市が作成した農地利用集積計画について農業委員会の決定を経て、尾鷲市が公告することにより設定されます。農地利用集積計画ですが、1ページをご覧ください。所在が、〇〇の〇〇、〇〇で、台帳地目はどちらも田です。面積はで合計で〇〇㎡

です。貸手は〇〇にお住いの〇〇さん。借手は松阪市嬉野川北町530番地 三重県農林水産支援センター 理事長 村上 亘さんです。2ページが航空写真、3ページが現況写真となっております。利用権の種類につきましては〇〇年の使用貸借権です。まず中間管理機構に貸し付ける要件として、農業振興地域内であることと、貸し出す農地が耕作できる状態かということで、貸し出す土地は農業振興地域内で、貸し出す農地が耕作できる状態かについては、確認した結果問題ないということでした。利用権を設定する条件として、尾鷲市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合するかということで、尾鷲市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想は、担い手に農地を集積するといった内容のもので、適合すると考えられます。以上のことから、問題ないと思われしますので、農地利用集積計画について農業委員会の決定をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 はい、説明が終わりました。この案件について何かご質問はございませんか。

〇〇委員 この畑に続く細い道は車は入っていけるのですか。

事務局 車は通れます。軽トラが入っていける幅なので。

〇〇委員 ここでは何を作るのですか。

事務局 野菜を耕作する計画ですね。とらの尾を作ると聞いています。

議長 他に意見はございませんか。ないようですのでこの案件に賛成の方は挙手を。

(挙手全員)

はい、挙手全員。同意いたします。ありがとうございました。以上で本日の審議案件は全て終わりましたので。その他の方に入ります。事務局の方から何かありませんか。委員の皆さんからは何か。

〇〇委員 いいですか。おわせむかい農園さんがブルーベリー狩りをスタートさせたみたいですがぜひ農業委員会としてもそうした地域の農業についての取組を視察するなんてのはどうでしょうか。新しい委員の方も入りましたし。

事務局 ありがとうございます。そうですね。また事務局の方から計画させていただきますね。決まり次第連絡はさせていただきます。

議長 ありがとうございます。他にないようですのでこれにて7月尾鷲市農業委員定例会を閉会します。ありがとうございました。

議事録署名委員

議事録署名委員

